温室効果ガス排出削減計画 実績報告書(令和4年度分)の概要



令和6年1月 岐阜県環境生活部 脱炭素社会推進課

温室効果ガス排出削減計画実績報告書に関する評価の概要

〇提出件数などの概要を公表(p3、p4)

〇評価項目(①~③の3項目)ごとにA、B、Cの三段階で評価

評価	評価項目・基準				
	①温室効果ガス 総合排出量の削減率	②温室効果ガス 総合排出原単位の削減率	③温室効果ガスの排出を抑制する ために実施する措置		
А	1. 3%以上	1. 3%以上	実施率90%以上		
В	0% ~ 1.3%未満	0% ~ 1.3%未満	実施率50%~90%未満		
С	0 %未満	0 %未満	実施率0%~50%未満		

○実績報告書を評価

・ 3年間毎年度提出し、年度ごとに評価する →今回評価を行う実績報告書は令和4年度分のもの

- 〇公表は令和6年度分の実績報告書に対する評価のみ(今回の評価についての公表は行わない) 公表に当たっては、評価項目がA評価である事業者名を評価項目ごとに県HPで公表
- ○各事業者へ評価結果を通知

温室効果ガス排出削減計画実績報告書(令和4年度分)の概要(令和5年12月末現在)

■提出件数及び排出量

区分	提出 件数	令和4年度排出量 (t-CO ₂)	目標年度 (令和6年度) の 排出量(t-CO ₂)
前年度において使用した燃料の量並びに前年度において他人から供給された熱及び電気の量をエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第四条各項に定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量が千五百キロリットル以上である事業所	265	4, 489, 732	4, 376, 466
小売業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者であって、その県内に存する全ての事業所の原油換算エネルギー使用量の合計が千五百キロリットル以上であるもの親業者であって、当該親業者及び加盟業者の県内に存する全ての事業所の原油換算エネルギー使用量の合計が千五百キロリットル以上であるもの(※2)	5	55, 548	52, 102
道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業を営む者であって、使用の本拠の位置を県内に登録している自動車の総数が、前年度の末日において次のいずれかに該当するもの・貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車の台数が百台以上であること・道路運送法第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業の用に供する自動車の台数が百台以上であること。・道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の台数が百五十台以上であること(※2)	9	39, 802	37, 632
地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第六条第二号から第八号までに規定する事業所のいずれかを 県内に設置している者であって、四月一日において常時使用する従業員の数が二十一人以上であるもの	16	1, 991, 896	1, 944, 929
(重複を除く)	2	41, 888	39, 446
排出事業者	8	16, 814	15, 282
(重複を除く)	289	4, 643, 784	4, 520, 928
(県全体の排出量に対する割合)	_	30.6%	46. 1%
	前年度において使用した燃料の量並びに前年度において他人から供給された熱及び電気の量をエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第四条各項に定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量が千五百キロリットル以上である事業所 小売業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者であって、その県内に存する全での事業所の原油換算エネルギー使用量の合計が千五百キロリットル以上であるもの親業者であって、当該親業者及び加盟業者の県内に存する全での事業所の原油換算エネルギー使用量の合計が千五百キロリットル以上であるもの(※2) 道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業を営む者であって、使用の本拠の位置を県内に登録している自動車の総数が、前年度の末日において次のいずれかに該当するもの・貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車の台数が百台以上であること・道路運送法第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業の用に供する自動車の台数が百台以上であること。・道路運送法第三条第一号に規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の台数が百五十台以上であること(※2) 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第六条第二号から第八号までに規定する事業所のいずれかを県内に設置している者であって、四月一日において常時使用する従業員の数が二十一人以上であるもの(重複を除く)	前年度において使用した燃料の量並びに前年度において他人から供給された熱及び電気の量をエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第四条各項に定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量が千五百キロリットル以上である事業所が原油換算エネルギー使用量の合計が千五百キロリットル以上であるもの親業者であって、当該親業者及び加盟業者の県内に存する全での事業所の原油換算エネルギー使用量の合計が千五百キロリットル以上であるもの親業者であって、当該親業者及び加盟業者の県内に存する全での事業所の原油換算エネルギー使用量の合計が千五百キロリットル以上であるもの(※2) 道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業を営む者であって、使用の本拠の位置を県内に登録している自動車の総数が、前年度の末日において次のいずれかに該当するもの・貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車の台数が百台以上であること・道路運送法第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業の用に供する自動車の台数が百台以上であること。・道路運送法第三条第一号に規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の台数が百五十台以上であること(※2) 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第六条第二号から第八号までに規定する事業所のいずれかを県内に設置している者であって、四月一日において常時使用する従業員の数が二十一人以上であるもの (重複を除く) 非出事業者 (重複を除く) 289	作数 (t-CO ₂)

 県内全体
 1,515 万 t-CO2
 980 万 t-CO2

 (令和 2 年度速報値)
 (令和 12 年度排出量目安)

^{※1} 目標年度は温室効果ガス排出削減計画書の提出年度により異なります。

■市町村ごとの提出件数及び排出量

市区町村名	提出件数	令和4年度排出量 (t-C0₂)	市区町村名	提出件数	令和4年度排出量 (t-CO₂)
岐阜市	19	174, 635	羽島郡岐南町	0	0
大垣市	30	1, 146, 582	1,146,582 羽島郡笠松町		6, 798
高山市	6	48, 455	養老郡養老町	3	21, 160
多治見市	10	104, 410	不破郡垂井町	5	38, 571
関市	26	192, 824	不破郡関ケ原町	3	15, 643
中津川市	9	119, 277	安八郡神戸町	6	99, 767
美濃市	6	44, 791	安八郡輪之内町	1	7, 272
瑞浪市	5	34, 324	安八郡安八町	3	22, 804
羽島市	6	23, 671	揖斐郡揖斐川町	3	19, 723
恵那市	8	138, 870	揖斐郡大野町	3	51, 954
美濃加茂市	11	97, 886	揖斐郡池田町	9	74, 618
土岐市	22	163, 558	本巣郡北方町	1	14, 528
各務原市	18	231, 614	加茂郡坂祝町	1	3, 663
可児市	15	430, 908	加茂郡富加町	2	13, 348
山県市	1	11, 051	加茂郡川辺町	2	13, 870
瑞穂市	9	50, 607	加茂郡七宗町	0	0
飛騨市	5	115, 723	加茂郡八百津町	1	2, 847
本巣市	6	897, 698	加茂郡白川町	0	0
郡上市	7	37, 908	加茂郡東白川村	0	0
下呂市	3	12, 153	可児郡御嵩町	6	57, 339
海津市	4	26, 716	大野郡白川村	0	0
その他(※2の事業者)	12	76, 218	合計	289	4,643,784